

緊急事態宣言下における当社の営業について

平素よりジャパンカラオケをご利用、ご支援頂き誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には心よりお見舞い申し上げるとともに、医療従事者並びにご家族の方々に心より深く感謝申し上げます。

2021年1月7日 首都圏1都3県を皮切りに、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、その後、1月14日には愛知県・岐阜県においても、全ての飲食店に対し営業時間短縮要請が講じられました。

弊社は、お客様が自由に飲食物を持ち込みして頂き、飲食を提供しないシステムとなっており、特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請強化施設には該当しておりません。

新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とする方針のもと、全店舗において従業員の健康管理はもとより、室内除菌消毒に加えてルームの定員を通常の半分で運営する等、感染対策の徹底強化に努め、独自の営業時間短縮体制をとっております。

昨年の4月7日に発令された新型コロナウイルス感染拡大防止による1回目の緊急事態宣言下においては、カラオケ店全店、全室の休業を実施するなどの対処をまいりました。こうしたコロナ禍による大きな事業環境の変化の中でも弊社は従業員の雇用の維持を重要な責務と考えております。できる限り早い時期に、飲食の提供をしていないカラオケボックスが営業時間短縮要請に伴う協力金の支給対象になるよう行政に対して期待しております。

今後においても、お客様並びに地域住民の皆様のご理解を賜りますよう、感染拡大防止に尽力を重ねて参る所存でございます。何卒諸般の状況をご理解いただけますよう、謹んでお願い申し上げます。

ジャパンレンタカー株式会社